

目 次

中古自動車査定基準及び細則

第1章 総 則

- 第1条 目的…………… 1
- 第2条 査定の定義…………… 1

第2章 小型車の査定

- 第3条 小型車の定義…………… 1

第1節 査定基準価格 …………… 1

- 第4条 査定基準価格の定義…………… 1
- 第5条 基準とする中古車の状態…………… 1
- 第6条 査定基準価格の設定方法…………… 3
- 第7条 標準原価格の定義…………… 3
- 第8条 基準とする中古車の状態…………… 3
- 第9条 標準状態積上額…………… 3
- 第10条 査定基準価格の時期ずれ修正…………… 3
- 第11条 市場変動修正…………… 3
- 第12条 特別変動修正…………… 3
- 第13条 応用的な査定基準価格の設定方法…………… 5
- 第14条 当年もの中古車の査定基準価格
設定方法…………… 5
- 第15条 1年もの中古車の査定基準価格
設定方法…………… 5
- 第16条 特殊な車の査定基準価格…………… 5
- 第17条 査定基準価格の承認…………… 5
- 第18条 査定基準価格の再検討…………… 5

第2節 基本価格 …………… 5

- 第19条 基本価格の定義…………… 5
- 第20条 基本価格の設定方法…………… 7

第3節 個別査定 …………… 7

- 第21条 個別査定の方法…………… 7
- 第22条 準拠すべき基準・様式…………… 7
- 第23条 車種のクラス分け並びに
クラス係数…………… 7
- 第24条 加減点の点数…………… 7
- 第25条 加減点基準の構成…………… 9

- 第26条 減点点数の運用…………… 9
- 第27条 地域特性…………… 9
- 第28条 走行キロ加減点…………… 9
- 第29条 事故減価…………… 9
- 第30条 特殊形状車両減価…………… 9
- 第31条 特殊損傷車両減価…………… 9
- 第32条 商品価値加減点…………… 9
- 第33条 車検残加減点…………… 11
- 第34条 自賠責保険残加算…………… 11

第3章 大型車の査定

- 第35条 大型車の定義…………… 11
- 第36条 協会用査定基準の準用…………… 11

第1節 査定基準価格 …………… 11

- 第37条 査定基準価格の設定方法…………… 11

第2節 基本価格 …………… 11

- 第38条 基本価格の定義…………… 11
- 第39条 基本価格の設定方法…………… 11

第3節 個別査定 …………… 13

- 第40条 個別査定…………… 13
- 第41条 個別査定の方法…………… 13
- 第42条 準拠すべき基準・様式…………… 13
- 第43条 様式…………… 13
- 第44条 加減点の点数…………… 13
- 第45条 基準の準用…………… 13
- 第46条 価格の名称…………… 13
- 第47条 別表…………… 13

別 表

- 1. 標準状態積上額表…………… 14
- 2. 1年もの査定基準価格設定の積上額表…………… 15

加減点基準

I 加減点基準の組み立て

1. 価格算定のプロセス	18
2. 個別査定の際に標準とする状態	19
3. 標準状態と各項目の加減点の関係	19
4. 車種のクラス分け	19
5. 加減点点数	19
6. 価値加減点・価値減点	19
7. 年もの相応係数	20
8. 基本クラスとクラス係数	20
9. 点数の計算	20
10. 加減点基準全体の組み立て	20
〔付表〕 1. 車種のクラス分け表	22

II 車両本体の評価

1. 外装（全車種共通）	28
2. 内装	39
3. エンジン、足回り関係	40
4. 電装	42

III 装備品の評価

1. エアコンの評価	43
2. ミッションの評価	43
3. パワーステアリングの評価	44
4. パワーウィンドの評価	44
5. ABSの評価	44
6. サンルーフの評価	44
7. オートスライドドア・ パワーバックドアの評価	44
8. 本革シートの評価	44
9. エアバッグの評価	44
10. アンテナ交換減点	44
11. ナビゲーションシステム・ オーディオ類の評価	45
12. フルスポイラーの評価	46
13. 標準ドアミラー車の フェンダーミラー付き減点	46
14. 電気自動車・プラグイン ハイブリッドの充電ケーブルの評価	46
15. その他の装備品	46

IV 商品価値の評価

1. タイヤの評価（全車種）	47
2. アルミホイールの評価（全車種）	48
3. 保証書・整備手帳・ 取扱説明書の評価	48

4. 走行キロの評価	49
5. 外板価値減点並びに修復歴 （未修理車を含む）減点	57
6. 違法改造車の扱い	62
7. 特殊形状車両減価	62
8. 特殊損傷（積載物）車両減価	62
9. ボディカラー加減点	63
10. 商品価値加減点	63
11. 車検残加減点	64
12. 自賠責残加算	65

V 特殊車の評価

VI 車両本体の評価（輸入車）

1. 外装（全車種）	70
2. 内装	76
3. エンジン、足回り関係	77
4. 電装	79

VII 装備品の評価（輸入車）

VIII 商品価値の評価（輸入車）

1. タイヤの評価	82
2. アルミホイールの評価	83
3. 保証書・整備手帳・ 取扱説明書の評価	83
4. 走行キロの評価	84
5. 外板価値減点並びに修復歴 （未修理車を含む）減点	88
6. 違法改造車の扱い	93
7. 商品価値加減点	93
8. 車検残加減点	94
9. 自賠責残加算	94

参考1. 自動車用窓ガラスの

製造年月の見方	96
2. タイヤ製造年、週の見方	96
3. 冠水車の定義	97
カーチェックシート	98
中古自動車査定基準〔I〕運用内規	99

11. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

1) 乗用車系（軽自動車の4ナンバー、特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	20
I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19
II・III	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	16
IV	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	15
軽	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	6	7

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特	23	26	29	33	37	41	45	50	55	60	65	70
I	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	66
II・III	19	22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	51
IV	17	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44
軽	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	103	106
I	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90
II・III	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71	73	75
IV	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
軽	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42

2) トラック系

残月数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
トラック	商用車												
I・II	I	0	0	0	3	5	8	11	16	21	26	31	36
III	II・III	0	0	0	2	4	6	9	13	17	21	25	29
IV	IV	0	0	0	2	3	5	7	10	14	18	22	26

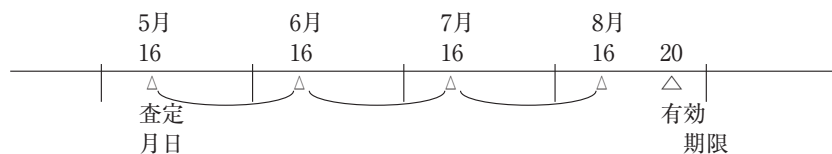
残月数		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
トラック	商用車												
I・II	I	39	41	44	46	49	52	54	57	59	62	65	67
III	II・III	31	33	35	38	40	42	44	46	48	50	52	54
IV	IV	27	28	29	30	32	33	34	35	36	37	38	39

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

車検残月数、自賠償の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検有効期間を同年8月20日、自賠償を同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

12. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加点点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その10）保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日～令和8年10月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種＼残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5

車種＼残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	5	6	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11

車種＼残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17
軽（乗用）	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種＼残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種＼残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

3) トラック（2年車検用）

車種＼残月数			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー		0	0	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11

車種＼残月数			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー		7	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		2t 超え	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24

4) トラック（1年車検用）

車種＼残月数			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー		0	0	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11

5) 特種車

車種＼残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種＼残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14

自賠責残加算表（その12）

保険期間の開始が令和8年11月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18
軽（乗用）	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12
軽	6	6	7	7	8	9	9	10	10	11	11	12

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー		0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11

車種\残月数			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー		7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		2t 超え	12	13	14	15	16	17	19	20	21	22	23	24

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
バ ト ラ ッ ク ン	4ナンバー		0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	6	7	8	9	10	11

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14

V 特殊車の評価

査定 項目	査定 区分	減 点 の 区 分 / 減 点	
アルミバン・ドライバンボディ	価値 減点	標準ボディの価値減点	
	修 理	アルミ板1枚の1/4未満に切継ぎを要するもの	10
		〃 1/4以上1/2未満 〃	30
		コーナー部のポスト修理	40
	張 替	アルミ板1枚の1/2以上に切継ぎを要するもの (1枚)	45
		耐水ベニヤ (1枚)	15
冷凍・保冷バンボディ	価値 減点	アルミバン準用	
	修 理		
	張 替	外 板	
		リベット間 (1枚) (全面)	85 190
	交 換	ド ア	
		サイドドア Assy (1枚)	110
		観音開き (片側)	110
		ドアガasket 内ゴム (1枚分)	40
		外ゴム (1枚分)	20
		内 装	
	換	耐水ベニヤ (1枚)	15
		アルプライ (1枚)	40
		ラッシングプレート (片側)	20
		床 面	
	文 字 消 し	T型キーストン (全面)	110
		ステンレスキーストン (全面)	140
	冷 凍 機	ビート (エアリブ) 部品のみ (1本)	10
		警報ブザー (1本)	10
FRP ボディ	アルミバンに準ずる		
	点 検	点検	25
		ガスチャージ及び小部品交換	40
		コンプレッサ・オーバーホール	85
FRP ボディ	亀 裂 補 修	亀裂補修 (1ヵ所)	15
		文字消し・小 及び 塗装・小 全面の1/4未満 (1台分)	60
		〃 大 〃 大 〃 1/4以上 (1台分)	80

査定項目	査定区分	減 点 の 区 分 / 減 点	
簡 易 ク レ ー ン	点検	クレーン機構点検 25	
	修理	PTOオイルもれ 15	
	O/H	ギヤポンプ オイルもれ 40	
		アウトリガー 〃 30	
		起伏シリンダー 〃 (1本) 35	
		伸縮シリンダー 〃 (1シリンダ) 60	
		コントロールバルブ 〃 (1シリンダ) 70	
	交 換 ・	ブ ー ム 関 係	ベースブーム 155
			トップブーム 95
	ブーム先端シーブ（滑車）のベアリング 20		
	〃 〃 プッシュ 20		
	ワイヤガイドローラ 20		
	他	フ ック 関 係	ワイヤロープAssy 30
			シーブ（滑車） 20
	安 全 装 置 ・ 他		フックAssy 50
			過巻警報装置スイッチ 20
			〃 ブザー 10
		アクセル関係修理 20	
		オイルタンク清掃 20	
	塗装	ピン類（1本） 10	
		クレーン機構一式 35	
パ ワ ー リ フ ト	価値減点	油圧機構にオイルがにじみ出る程度のもの 5	
	交 換	オイルもれがひどくオイルシール等の交換を要するもの 25	
		油圧ポンプのAssyの交換を要するもの 75	
		油圧モータのAssyの交換を要するもの 70	
リヤゲートパネルAssyの交換を要するもの 125			

8. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

1) 乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・Ⅰ	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
Ⅱ・Ⅲ	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・Ⅰ	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
Ⅱ・Ⅲ	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

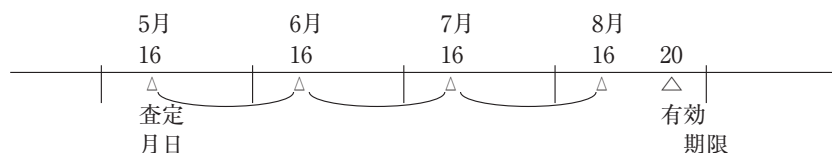
クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・Ⅰ	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
Ⅱ・Ⅲ	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

車検残月数、自賠責の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検有効期間を同年8月20日、自賠責を同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

9. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加算点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その10）保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日～令和8年10月31日までのものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	5	6	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17
軽（乗用）	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

自賠責残加算表（その12）

保険期間の開始が令和8年11月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種＼残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種＼残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

車種＼残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18
軽（乗用）	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種＼残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種＼残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12
軽	6	6	7	7	8	9	9	10	10	11	11	12